

障害のある学生への



修学支援GUIDE

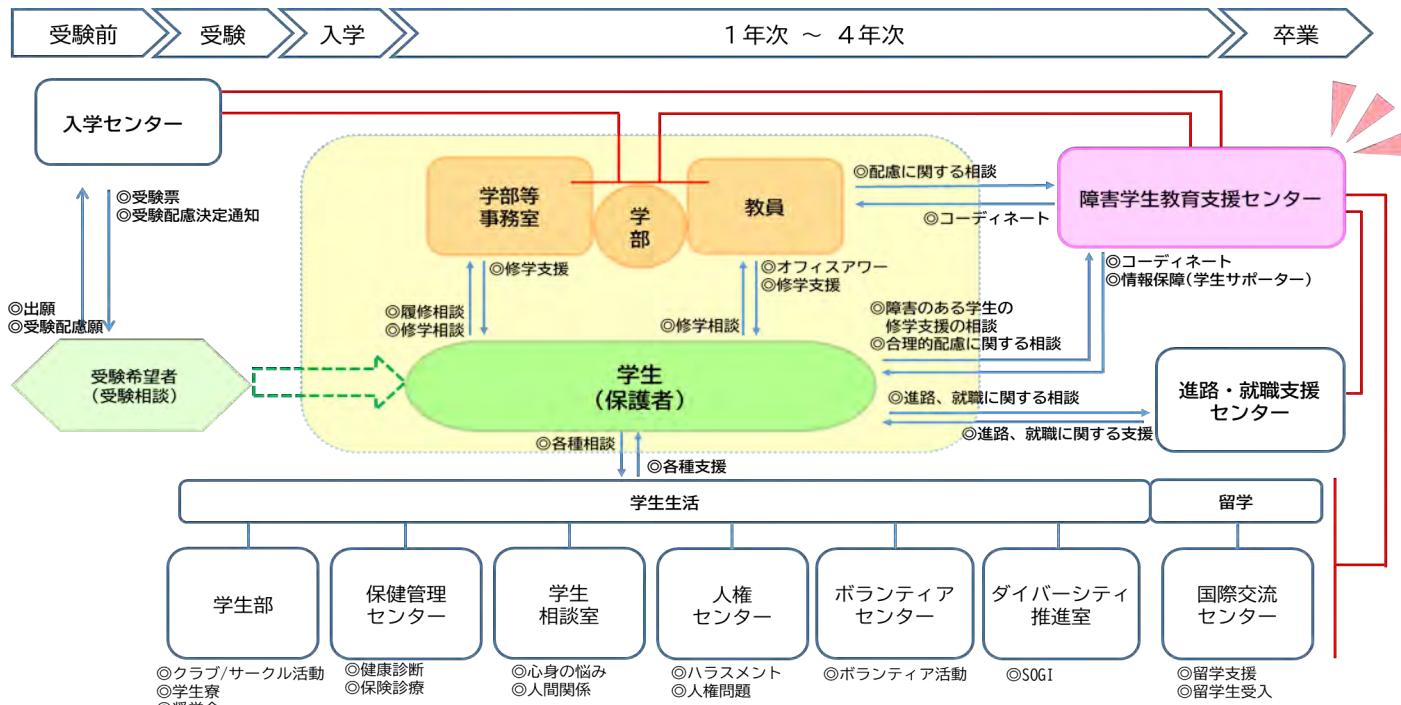
京都産業大学
障害学生教育支援センター

1. 京都産業大学 障害学生教育支援センターについて

京都産業大学は、入学から卒業に至るまで、学生の皆さんが充実した学生生活が送れるよう、全学的に支援体制を整備し様々な学生支援を行っています（図1）。「修学支援」「学生生活支援」「進路・就職支援」など、学生の皆さんは目的に応じて、様々な窓口を利用することができます。

その中で、**障害学生教育支援センター**は、障害があってもなくても全ての学生が同じスタートラインに立って学べるよう障害のある学生（保護者）と教員・各担当窓口とをつなぐパイプ役としての役割を担っています。

具体的には、教員・所属学部事務室と連携した、障害による修学上の困りごとや悩み・不安を抱える学生への修学支援を中心に、進路・就職支援センターと連携した障害学生向けの就職説明会や入学センターと連携した受験相談会などにも携わっています。



(図1)全学的な学生支援体制

障害学生教育支援センターの支援方針

➤ 学生の**自立意識・主体性の向上**を目指した教育支援を展開します。



- 学生の困りごと・できないことだけでなく、できることと対比し、一緒に確認しながら支援を考える。
- 学生が自分の障害や今の状態、できること・できないことを知り、教員や相談窓口に、自分で説明できる力を養う支援を行う。

本学では、「障害者差別解消法」の施行に応じて、平成29年5月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都産業大学の教職員対応ガイドライン（対応ガイドライン）』を制定し、教育、研究等の場で障害差別の解消に関する課題を解決する社会的責任があるとの認識のもと、本学の教職員が障害学生を含む障害者に対し、どのように対応すべきかを示す指針を明示しました。



2. 障害学生教育支援センターの修学支援について

01 障害のある学生への修学支援とは どのようなものですか？

✓ 大きくは次の2つがあります。

● 障害があるなどの理由により、**学ぶ上での困りごとや
悩み・不安を抱える学生の相談に専門スタッフが応じています。**

● 必要に応じて、教員や所属学部事務室と連携して
授業や試験における合理的配慮の提供に関する支援を行っています。

※障害などに関する相談について、どこに相談してよいかわからない場合は、まずはお問合せください。

合理的配慮とは

大学における合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生との平等を基礎として、修学上の同等の機会を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないものを言います。

● わかりやすく言うと！

教育の本質を変えず、過度の負担のない範囲で、障害のある学生が他の学生と同じように学ぶことができる機会を確保するために行う変更や調整ということになります。

● たとえば、こんな相談があります

- ・ 聴覚障害のため、授業中、先生の声が聞き取れないで、文字通訳を付けてほしい
- ・ 車いすを利用しているため、学内の移動に時間がかかり、授業に間に合うか心配
- ・ 発達障害により、複数のことを同時にこなすことが苦手で、レポートなどの課題が重なると計画が立てられず、提出できなくなるのではと不安
- ・ 対人場面に強い不安が生じ、グループワークやディスカッションで、自分の考えをうまく話すことができるか悩んでいる

● 専門スタッフ

- ・ 心理職（公認心理師／臨床心理士）
- ・ 福祉職（社会福祉士／精神保健福祉士）の複数名の職員が、各々の専門分野を活かしながら修学支援にあたっています。

02 合理的配慮にはどのようなものがありますか？

● 合理的配慮の内容は、障害による困りごとや特性等によって異なってきます。

● 以下は、主な障害と配慮内容の例です。



	配慮内容の例	説明
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none">・パソコンテイクサポート・映像資料の文字起こし・支援機器の貸出・試験時の配慮・調整	<ul style="list-style-type: none">:学生センターが授業中の音声情報をパソコンで文字にし、伝える。:映像で流れる音声情報を字幕にする。:補聴援助システムなどの貸出:補助員の配置など
視覚障害	<ul style="list-style-type: none">・点訳・テキストデータ化・授業補助、対面朗読・支援ツールの検討・試験時の配慮・調整	<ul style="list-style-type: none">:資料等を点字やテキストデータ化する。:実験・実習の補助や、レジュメの読み上げを行う。:学ぶために必要な支援機器についての検討:パソコン受験、時間延長など
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none">・ポイントテイクサポート・支援ツールの検討・試験時の配慮・調整	<ul style="list-style-type: none">:障害特性に合わせて、学生センターが補助的に授業の要点や板書をまとめる。:学ぶために必要な支援機器についての検討:パソコン受験、時間延長など
発達障害	<ul style="list-style-type: none">・ポイントテイクサポート・支援機器の使用許可・試験時の配慮・調整	<ul style="list-style-type: none">:障害特性に合わせて、学生センターが補助的に授業の要点や板書をまとめる。:感覚過敏など特性に応じた支援機器の着用及び使用を認める。:座席配慮、時間延長など
精神障害	<ul style="list-style-type: none">・途中入退室の許可・授業中の服薬の許可・試験時の配慮・調整	<ul style="list-style-type: none">:心身の不調が生じた場合、一時入退室することを認める。:症状が生じた場合、速やかに服薬することを認める。:座席配慮など

● 相談受付

- まずは、障害学生教育支援センターに連絡（来室・電話・メール）をください。
- 簡単に相談内容を聞き、Step1相談（面談）の日程調整をします。
- 必要に応じて、Step2, 3と進んでいきます。



03

修学上の困りごとや合理的配慮に関する相談をしたい場合 どうしたらよいですか？



[学生 ⇌ 当センター]

Step1 専門スタッフとの相談(面談)

①学生（保護者）との面談では、障害や病気などの状況、それにより生じる修学上での困りごとや不安などについてお聞きします。その中で、自分自身でできること、できないことを一緒に確認しながら、合理的配慮が必要かどうか、必要な場合、どのような支援が必要か一緒に考えます。

②授業や試験における合理的配慮の必要性が確認できた場合は、Step2に進みます。

※必ずStep2に進むということではありません。
状況によっては面談を継続したり、学部等と連携した修学相談で対応できる場合もあります。

[学生 ⇌ 当センター]

Step2 合理的配慮の申し込み

③合理的配慮の申し込みにあたり、障害特性の客観性を担保するために診断書等の根拠資料を提出して頂きます。

④面談内容と根拠資料をもとに、具体的な合理的配慮の詳細について、一緒に検討します。その内容を、当センターが「配慮依頼文書」として作成します。

⑤「配慮依頼文書」の内容をもとに、全学的な委員会で確認を行い、配慮が必要な学生として承認が得られた段階で、当センターから学生に連絡し、Step3に進みます。

※「配慮依頼文書」は当センターから担当教員に配付します。

[学生 ⇌ 各授業担当教員]

Step3 各授業担当教員との合意形成(確認・共有)

⑥学生自身は、授業時などに各授業担当教員の元を訪れ、配慮内容について建設的対話¹を行い、合意形成²をします。
担当教員の、配慮提供の準備が整い次第、合理的配慮が開始されます。

なお、合意形成が行いやすいように
「配慮・調整内容確認シート」を用います。
詳しくは 04 へ。

当センターは、学生と担当教員の話し合いが
うまく進むように、そのプロセスを支援します。

合理的配慮の開始

※！建設的対話：情報をキャッチボールしながら
お互いが歩み寄るプロセスのこと

※²合意形成：意見の一致を図ること

04

「配慮・調整内容確認シート」とは どのようなものですか？



● 「配慮・調整内容確認シート」は、学生と授業担当教員が配慮内容について合意形成を行うための確認・共有シートで、かつ、双方の建設的対話を助けるものです。

● 学生が授業時に本シートを持参し、学生と授業担当教員は本シートの内容について一緒に確認しながら対応可能かも含めて検討し、共有を図ります。

「配慮・調整内容確認シート」には、次のような内容が記載されています。

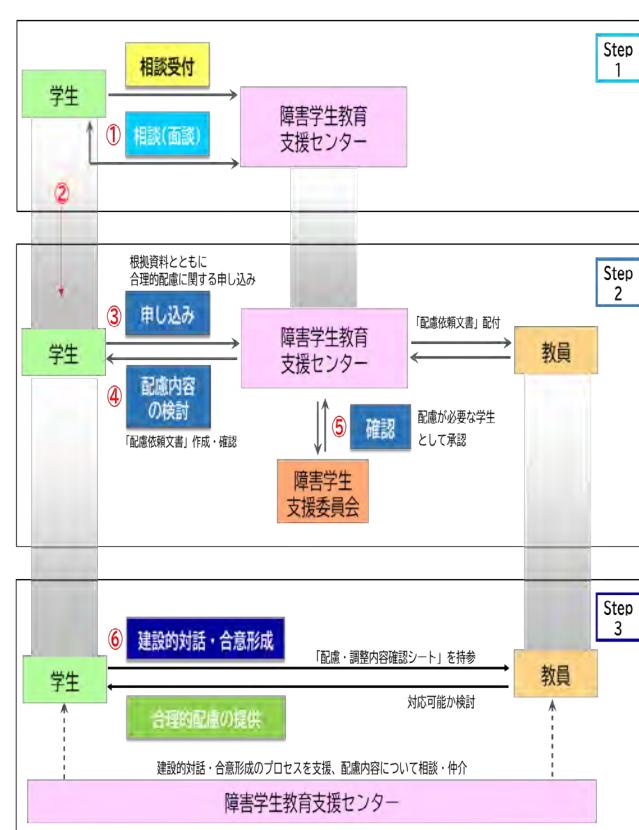
学生証番号	学生氏名
障害名・診断名 聴覚障害2級	
修学上の困りごと	音声が聞こえないため、文字による情報保障が必要。

例 授業における配慮事項	学生 希望	教員 対応可		該当なし
		対応可	対応不可	
①座席位置(前列・口元が見やすい席等)	○	○		
②サポートー(パソコンティマー)の同席	○	○		
③ビデオ教材使用時の配慮(字幕付与等)	○		○	

このように、学生の希望配慮について、教員から『対応可・不可・該当なし』と回答をもらい、必要な配慮について共通理解を図ります。

※該当なしは、担当授業内で実施されない場合。

Step1～Step3のフロー図



3. 障害学生支援センターについて

障害学生支援センター (学生センター)とは?

障害学生教育支援センターの一員として、障害のある学生への修学支援活動を行います。学生センターは、主に**情報保障・制作に関するサポート**を担当しています。

- ✓ 例年、約90名の学生がセンターに登録しています。
- ✓ 責任のある業務を担っていただくことから、有償のサポート活動となります。
- ✓ 学生センターは、各学期はじめに実施される説明会・養成講座に参加し、基礎スキルを修得します。



●こんなサポートをしています!

情報保障サポート

- パソコンテイク
 - ・パソコンによる文字通訳
聴覚障害の学生に対する授業支援
- ポイントテイク
 - ・板書の書き写しや要点整理
視覚障害、肢体不自由発達障害などの学生に対する授業支援

情報制作サポート

- 映像の文字起こし、字幕付与
聴覚障害の学生に対する授業支援
- 授業資料の点訳印刷、テキストデータ化
視覚障害の学生に対する授業支援

障害特性に応じて、上記以外のサポートも検討します。

●サポートの範囲

- 本学内の授業
- 授業以外の学生生活に必要な行事
(例: 入学式、オリエンテーション、各種ガイダンス・説明会、卒業式 等)



センター活動に ご興味がある人へ

障害のある学生の大学生活を、私たちと一緒にサポートしませんか? サポートに必要なパソコンテイクの知識や技術は、動画で基礎から学べますので、初めての方でも安心して始められます! ご興味のある方は、ぜひ下記の連絡先までお問い合わせください!

活動内容についての詳細は、当センターのホームページでも詳しくご案内しています。

ホームページ



アクセスフリー
MAP



サポート利用学生より

僕は「感音性難聴」という障害を持っているため、日々の授業でパソコンテイクを受けています。僕は補聴器をつけていますが、相手の口などを見ないと何と言っているのかわかりません。そのため、普段は口を見せ合うようにコミュニケーションをとっています。しかし、大学の授業では、広い教室で、かつ大人数の中で受講するため、先生の口を読み取るのは困難です。大学ではセンターさんのご協力のもと全ての授業にパソコンテイクをつけてもらっています。そのお陰で勉強面で困る事はなく、他の学生と同じ状況で授業を受講することができ、大学生ライフを楽しむことができています。日々サポートしてくださるセンターの皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。ぜひパソコンテイクに興味がある方はご協力してくだされば嬉しいです。よろしくお願いします。

情報理工学部 Fさん



学生センター(パソコンテイカー)より

私は大学に入る前からパソコンを使った仕事をしたいと考えていたこともあり、1年生の春学期に障害学生支援センターの存在を知って、パソコンテイカーに応募しました。初めはタイピングが遅かったのですが、センター養成講座で基本的な知識や、パソコンテイクをするときの流れを知ることができたので、安心して本番に臨むことができました。実際の活動も、初めの頃は先輩と一緒になので、うまくできないことがありますがあっても助けてもらいながらパソコンテイクをすることができます。サポート活動を通して障害学生支援について知ることができます。人の支援する活動なので、とてもやりがいがあります。活動は空きコマなど、空いている時間を活用することができます。自分の授業でパソコンテイクの場面を見ることがあるかもしれません。その時はどんな活動なのか知ることができます。何かのきっかけで興味を持ったらセンター活動に挑戦してみてください。

理学部 Wさん

■お問い合わせ先

京都産業大学 障害学生教育支援センター (12号館1階)

開室時間

平日 8:45-16:30 (昼休み 13:00-14:00) / 土曜日 8:45-12:00

TEL : 075-705-1981 / FAX : 075-705-2946

Mail : shogai-support@star.Kyoto-su.ac.jp

HP : https://www.kyoto-su.ac.jp/campuslife/os_support/index.html

MAP: https://www.kyoto-su.ac.jp/facilities/access_map.html